

基勞補発 1210 第 1 号  
平成 22 年 12 月 10 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

### 石綿による疾病の認定基準の一部改正の背景等について

今般、本日付け基発 1210 第 6 号「石綿による疾病の認定基準の一部改正について」（以下「改正通達」という。）により石綿による肺がんの認定要件が改正されたところであるが、その背景等については下記のとおりであるので了知されたい。

#### 記

##### 1 改正の背景

石綿による肺がんの認定要件については、平成 18 年 2 月 9 日付け基発第 0209001 号（平成 22 年 7 月 1 日付け基発 0701 第 10 号により一部改正）「石綿による疾病の認定基準について」（以下「認定基準」という。）により運用してきたところであるが、平成 22 年 12 月 8 日に開催された「石綿による疾病の認定基準に関する検討会」において、平成 18 年 2 月に取りまとめられた「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書に、「石綿繊維 500 万本（2  $\mu$ m 超）」と記載した部分については、正しくは「石綿繊維 500 万本（1  $\mu$ m 超）」とすべきである旨の発言が委員からあり、同検討会の座長も訂正すべきものとされた。

これを受けて、事務局として改めて関係文献（ヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポート（1997））の原文に当たったところ、同報告書の記載が誤っていたことが確認されたことから、これを訂正するための認定基準の改正が行われたものであること。

##### 2 遡及適用との関係

改正通達による改正の内容は、平成 18 年 2 月 9 日にさかのぼって適用されるものであるが、同日以降、肺内の石綿繊維の計測結果等を理由として不支給

決定した全ての事案について本省において改めて精査したところ、1  $\mu$  mを超える石綿繊維の本数が500万本以上のものは確認されなかったことから、各局においては、肺内の石綿繊維を計測した事案であって、既に不支給決定を行った事案について、改めて石綿繊維の本数を確認する必要はないこと。

### 3 その他

認定基準の改正に伴い、既に不支給決定を行った事案について請求人から説明を求められた場合には、本改正の趣旨及び不支給の理由を懇切・丁寧に説明すること。